

2021 年 9 月 26 日

医科歯科連携委員会

医科歯科連携関連の保険報酬

東京大学大学院医学系研究科イートロス医学講座 米永一理

東京大学医学部附属病院口腔顎顔面外科・矯正歯科 星和人

医科歯科連携をより推進するための算定の POINT

- * 医科歯科双方で医科歯科連携による算定があることを把握する
- * 医科歯科連携の算定は落穂拾いのように確実に拾っていく

医科歯科連携をより推進するためには、連携によるコスト的なメリットも医科歯科双方が把握しておく必要があります。特に医科歯科連携に関連する項目の各点数は、それほど高くはなくものの、しっかりと密に連携をとり、落穂拾いのように拾っていくと、算定できる傾向にあります。

この度、医科歯科連携で算定ができるモデルケースを次項以降に取りまとめましたので、ご紹介致します。

ご紹介項目

1. 診療情報提供関連

- a. 歯科から医科へ患者紹介
- b. 医科から歯科へ患者紹介
- c. 情報共有

2. 周術期等口腔機能管理関連

3. カンファレンス・回診参加

4. その他（糖尿病・歯科金属アレルギー関連）

また当委員会が作成したホームページ医科歯科連携医療サーチ (<https://oralcare-isrenkei.org/>) から、医科歯科連携に積極的な歯科医療機関を検索することができます。ご活用頂ければと思います。

参考文献

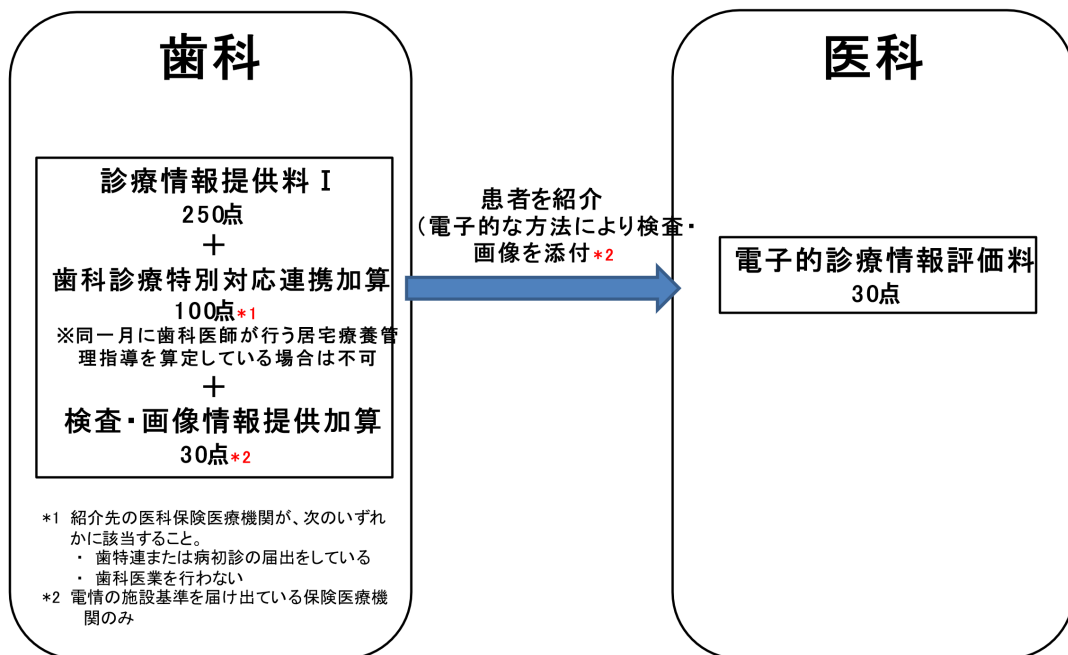
1. 米永一理 歯科訪問診療報酬 逆引き点数表 日本訪問歯科協会 2021 年
2. 米永一理, 星和人 他 周術期等口腔機能管理の実践がよくわかる本 デンタル&メディカルで取り組む患者サポート実践ガイド クインテッセンス社 2020 年 90-92

1. 診療情報提供関連 点数比較

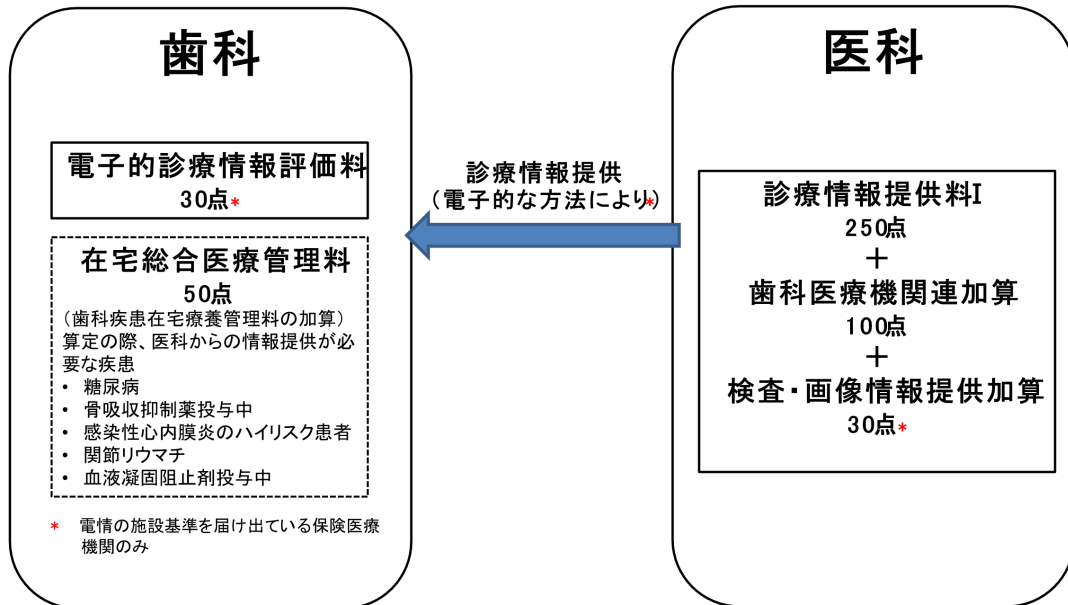
	診療情報提供料 (Ⅰ)	診療情報提供料 (Ⅱ)	診療情報提供料 (Ⅲ)		診療情報連携 共有料
点数	250点	500点	150点		120点
算定回数	月1回 (紹介先ごと)	月1回	3月に1回		3月に1回
算定できる 場合	自院から紹介	患者からの要請	自院が紹介を受ける		自院から照会
目的・役割	患者の紹介	セカンド オピニオン の支援	医科医療機関への返書		医科での 診療状況を照会
対象	他の医療機関等 での診療やサービ スが必要な患者	他の医療機関 から助言を 求める患者	かかりつけ医 機能を有する 医科医療機 関から紹介さ れた患者	産科・産婦人 科などから 紹介された妊 娠中の患者	慢性疾患を 有する患者、 全身管理が 必要な患者

米永一理著 逆引き点数表 日本訪問歯科協会 2021年

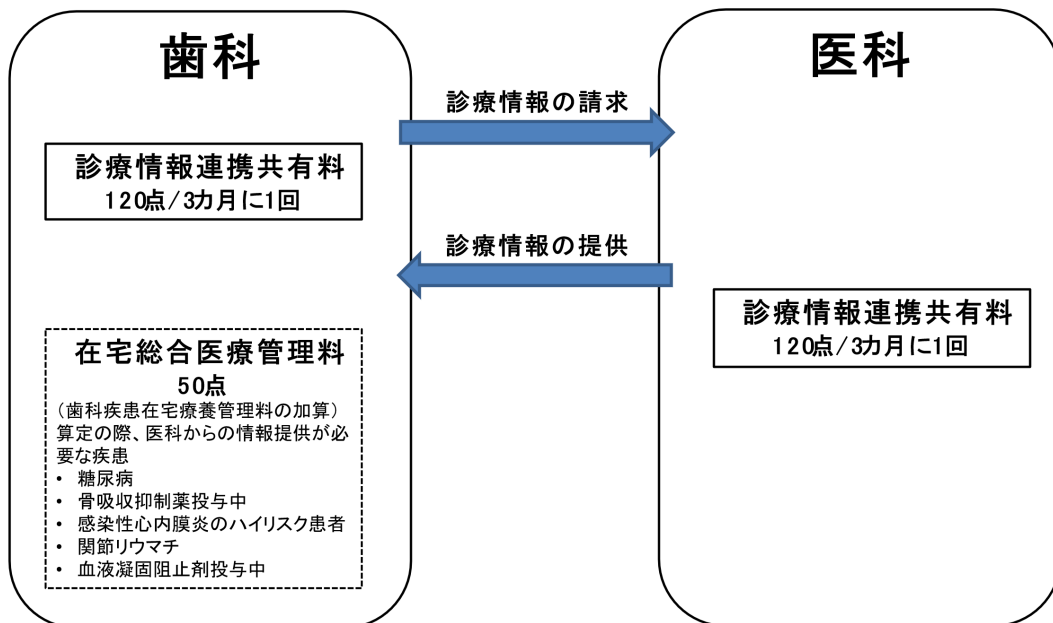
a. 歯科から医科へ患者紹介



b. 医科から歯科へ患者紹介



c. 診療情報連携共有料



診療情報連携共有料

点数	診療情報連携共有料 ＜情共＞ 文書により提供を求めた保険医療機関ごとに患者1人につき 120点
対象患者	歯科診療を行うに当たり全身的な管理が必要な患者
算定回数	診療情報の提供を求めた日の属する月から起算して3月に1回に限り
算定するケース	患者の同意を得て、別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く）で行った検査の結果、投薬内容等の診療情報について、当該別の保険医療機関に文書により提供を求めた場合
交付する書類の記載内容	診療情報の提供を求めるに当たっては、次の事項を記載した文書を患者又は当該別の保険医療機関に交付する。 ① 患者の氏名、生年月日、連絡先 ② 診療情報の提供依頼目的（必要に応じて、傷病名、治療方針等を記載すること） ③ 診療情報の提供を求める医療機関名 ④ 診療情報の提供を求める内容（検査結果、投薬内容等） ⑤ 診療情報の提供を依頼する保険医療機関名及び担当医名
算定に当たっての体制	保険医療機関と連携を図り、必要に応じて問い合わせに対応できる体制（窓口の設置など）を確保していること
同月に算定できない点数	診療情報提供料（Ⅰ）（同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限り）

米永一理著 逆引き点数表 日本訪問歯科協会 2021年

診療情報連携共有料の算定のポイント

慢性疾患のある患者について

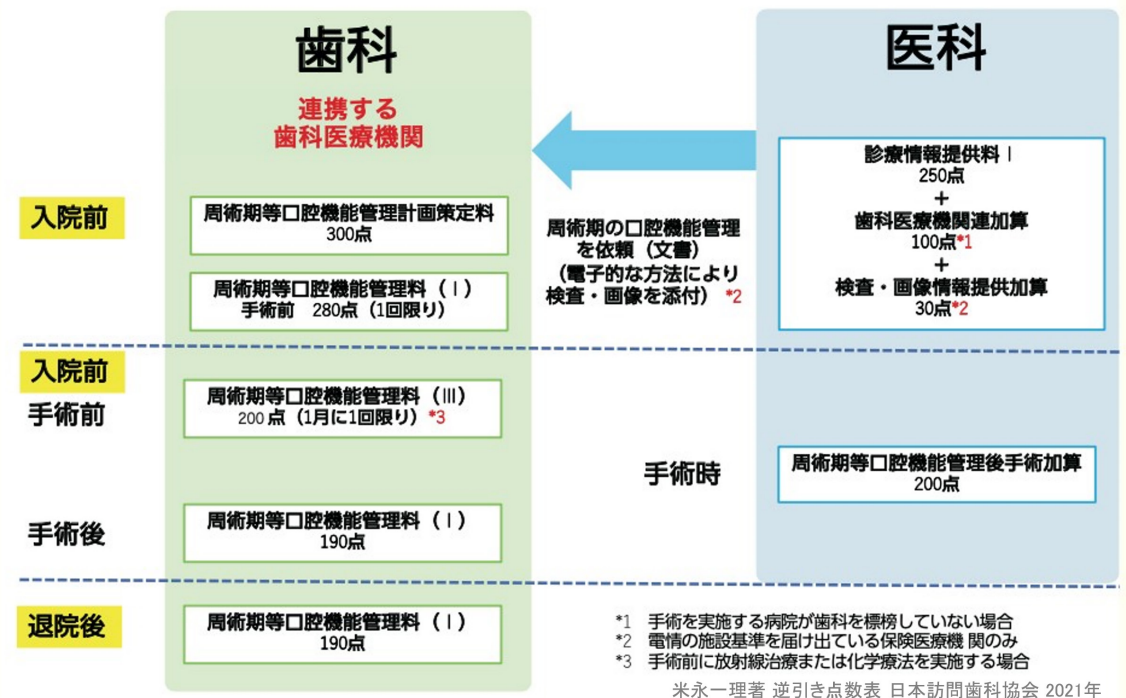
検査値・処方内容等を

歯科から医科に問い合わせることによって

120点を医科歯科双方が3ヶ月に1回算定可能

にしだわたる糖尿病内科 西田亙先生スライド参照

2. 周術期等口腔機能管理関連



周術期等口腔機能管理料

	周術期等口腔機能管理料 (Ⅰ) 周 (Ⅰ)	周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) 周 (Ⅱ)	周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ) 周 (Ⅲ)
点数	手術前 280点 手術後 190点	手術前 500点 手術後 300点	200点
目的	がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため		がん等に係る放射線治療、化学療法または緩和ケアを実施する患者の口腔機能を管理するため
算定する医療機関	歯科診療を実施している保険医療機関	手術を実施する病院 (歯科標榜あり)	歯科診療を実施している保険医療機関
患者	外来・入院中	入院中	外来・入院中
算定の要件	周術期等口腔機能管理計画に基づき歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供		
算定回数	・手術前は1回 ・手術後は、手術を行った日の属する月から起算して3月以内において3回を限度	・手術前は1回 ・手術後は、手術を行った日の属する月から起算して3月以内において月2回を限度	周術期等口腔機能管理計画策定料を算定した日の属する月から月1回を限度

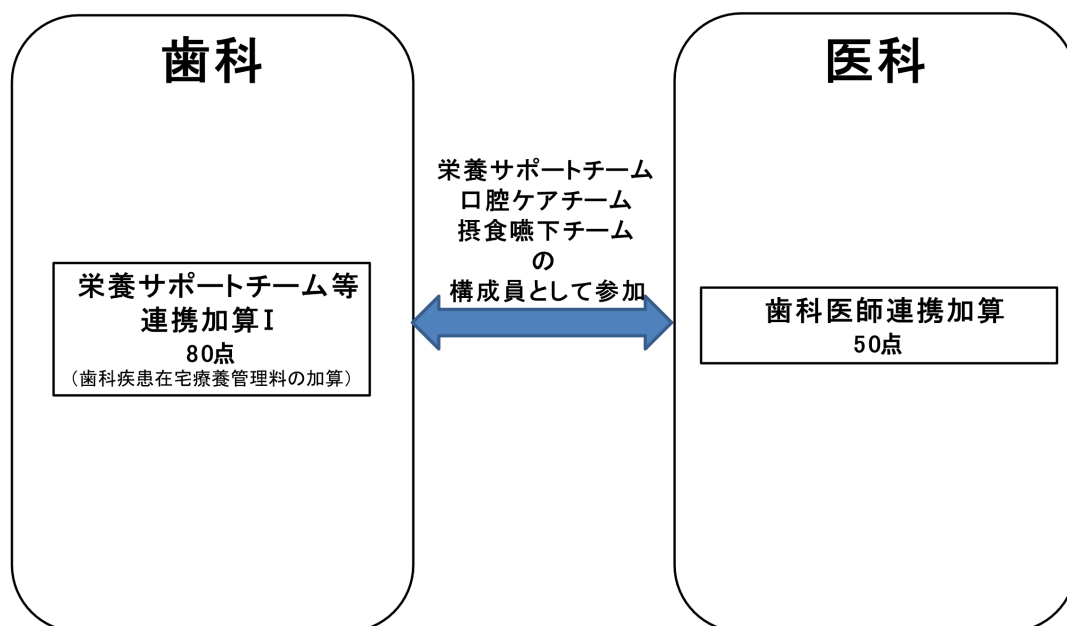
米永一理著 逆引き点数表 日本訪問歯科協会 2021年

周術期等口腔機能管理計画策定料

点数	周術期等口腔機能管理計画策定料＜周計＞ 300 点
算定回数	手術等に係る一連の治療を通じ 1 回限り
対象患者の疾患	がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療、化学療法若しくは緩和ケアを実施する患者
算定するケース	手術等を実施する保険医療機関から「依頼文書」に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定し、その内容について説明を行い、「管理計画書」を提供した場合
記載事項	管理計画書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付
併算定できない点数	開放型病院共同指導料（Ⅱ） がん治療連携計画策定料診療情報提供料（Ⅰ）の注5に規定する加算 退院時共同指導料 2
依頼文書が不要のケース 歯科診療を実施している保険医療機関において手術等を実施する場合であって、当該同一の保険医療機関で管理計画書を策定する場合	
管理計画書の提供が不要のケース 管理計画書を策定する保険医療機関と管理を行う保険医療機関が同一の場合	

米永一理著 逆引き点数表 日本訪問歯科協会 2021年

3. カンファレンス・回診参加



4. その他

- #1. 糖尿病患者において、医科からの診療情報提供に基づき処置の必要があれば、月1回の機械的歯面清掃処置(70点)が算定可能
- #2. 歯科金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、医科からの診療情報提供があれば、大臼歯部にCAD/CAM冠(1歯につき1,200点)の算定が可能

参考：医科歯科連携医療サーチ <https://oralcariesrenkei.org>

医科歯科連携に積極的な医療機関を検索することができます

一般社団法人日本口腔ケア学会
医科歯科連携関連医療サーチ

このサイトについて ▾

医療機関登録申し込み

The screenshot displays a map of Japan with various icons representing dental and medical services. Surrounding the map are several boxes listing participating medical institutions by region:

- 中国**: 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
- 近畿**: 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
- 九州・沖縄**: 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄
- 四国**: 徳島, 香川, 愛媛, 高知
- 北海道・東北**: 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
- 北陸・甲信越**: 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野
- 関東**: 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京都, 神奈川県
- 東海**: 岐阜, 静岡, 愛知, 三重

歯科医院登録のご協力をお願いします